

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	2-1
処分の種類	興行場営業許可の取消又は営業の停止命令			
根拠法令条例等・条項	興行場法第6条			
処分の概要	興行場について、講ずべき衛生等の措置を行わないことによる営業許可の取消、営業の停止命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	興行場法第6条 第六条 都道府県知事は、興行場の構造設備が第二条第二項の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたとき、又は営業者が第三条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。			
基準の制定根拠	・ 興行場法(昭和23年7月12日法律第137号)			